

令和7年8月1日

各 位

一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会

代表理事 渡邊裕文

〈公印省略〉

令和7年度【北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業】
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

【北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業】委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書11. (1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和7年8月8日(金)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和7年8月8日(金)17時
- (2) 企画書提出〆切 令和7年8月29日(金)17時
- (3) 企画審査会 令和7年9月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和7年9月上旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

＜問い合わせ先＞ 〒046-0593 余市郡赤井川村字常盤128-1

一社) 赤井川村国際リゾート推進協会

代表理事：渡邊裕文

電話：0135-34-7171

Fax：0135-34-7135

E-mail: Hirofumi.Watanabe@visit-akaigawa.com

令和7年度 北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業
企画提案指示書

1. 委託業務名

【北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業】委託業務

2. 事業の背景（地域の現状と課題）

北海道後志地域にはニセコエリア（倶知安町、ニセコ町）を筆頭に、キロロリゾート（赤井川村）、ルスツリゾート（留寿都村）という国際的なスキーリゾートがあり、インバウンドマーケットの規模が大きい。スキーシーズン（12月～3月）の後志管内の外国人宿泊延べ総数 R5年度 943,279人泊のうち、倶知安町 51.9% / ニセコ町 13.0% / 留寿都村 7.2% / 赤井川村 12.3% 小計： 84.3%

また後志地域のゲートウェイの一つである、小樽市の外国人宿泊延べ総数は、15.1%

スキーリゾート地域の2町、2村に小樽市を加えると99.4%の外国人がこの地に集中的に宿泊されている。

世界的なスキーリゾートブランドとして認知されたニセコエリア（倶知安町、ニセコ町）が市場の64.9%を占めていると見方ができる。

各町の連泊係数（宿泊延べ数÷宿泊数）は、倶知安町 4.3泊 / ニセコ町 1.9泊 / 留寿都村 3.2泊 / 赤井川村（宿泊数のデータなし） / 小樽 1.3泊となっており、コンドミニアムなど長期滞在者用の宿泊施設が数多く充実している倶知安町が突出した数値を表しており、インバウンドマーケットが好調であることを示している。

一方の課題としては、ニセコエリアの宿泊施設における人材不足及び住居施設の不足、スキー場の過度な混雑などオーバーツーリズムの片鱗が見えてきている。また、冬季の二次交通機関として、空港（新千歳空港）⇄各スキーリゾート間には各種のバスが運行されており単体のリゾートを訪れるには不便さはないが、各々のリゾートを周遊するにはニセコエリア⇄キロロリゾート間が二次交通の空白区間となっているのが現状の課題である。

3. 事業の目的

北海道の上質な雪を求めるインバウンドマーケットの需要は高く、特にニセコエリア、留寿都村、赤井川村の後志地域は、各々にユニークな町文化、食文化があり各リゾートを周遊・滞在する旅行の形を創造し滞り体験から面の滞在体験を提供することによりマーケットの需要に応えることを目標とする。

本事業では、後志地域の周遊体験を促進するための事業として、（1）滞在コンテンツ造成、（2）受け入れ環境整備、（3）旅行商品流通環境整備の3つの事業を実施する。

※個々の事業についての概要は後述の7.（1）～（3）を参照。

4. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

6. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

25, 118, 500円

7. 業務内容及び実施方法

企画提案指示書の内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応する事とする。

なお、事業効果を高めるものとして独自提案も可能だが、下記（１）～（３）に示す内容から逸脱するものは委託費対象外となる。

《事業対象地域》

後志地域（赤井川村、倶知安町、ニセコ町、留寿都村、小樽市）

《メインターゲットの国と属性》

1. オーストラリア：5日以上滞在をして各スキー場を周遊するスノースポーツ愛好家、冬季休暇を楽しむファミリー
2. USA：5日以上滞在をして各スキー場を周遊するスノースポーツ愛好家、冬季休暇を楽しむファミリー
3. シンガポール：冬季休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット
4. 香港：冬季休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット
5. 中国：冬季休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット

（１）滞在コンテンツ造成事業

【実施計画概要】

1. 3つのスキーリゾートを周遊してもらう誘発商品として、ルスツリゾート、ニセコ、キロロリゾートのゴンドラ・リフト1日券を組み合わせたリフト券パッケージ商品として造成し販売する。（具体例）ルスツ1日券＋ニセコ1日券＋キロロ1日券のリフト券パッケージ商品。
2. キロロ⇄ニセコ間のリフト券付きバスパックの商品造成及び販売。

【地域ならではのポイント（付加価値）】

北海道の上質な雪を求めて来日するインバウンドスキー客はポストコロナ以降成長を続けている。今回の周遊旅行の対象となる後志地区には、スキーリゾートとして世界的に認知度が高いニセコをはじめルスツリゾート、キロロリゾートという大型スキーリゾート地を有している。インバウンドスキー客は、各々のリゾートに比較的長く滞在（3泊～5泊）している現状であるが、この地にある3つの大型スキーリゾートエリアを周遊して旅行・滞在するアイデア（スキー場を梯子する）は斬新なものである。新千歳空港から各々のリゾート地への二次交通は充実しているものの各リゾート地間の二次交通はニセコ⇄キロロ間の交通手段がないことから周遊移動を遮断されていた。本事業で二次交通の実証実験（受入環境整備）を行うとともに、3つのスキーリゾートを楽しむスキー場リフト券パックを販売することによりスキー場を梯子する楽しみを提供する。

（2）受入環境整備

【実施計画概要】

ルスツリゾート（留寿都村）～ニセコエリア（倶知安町）⇄キロロリゾート（赤井川村）⇄小樽を周遊する二次交通の充実（受入環境整備）として、二次交通の空白地であるニセコ（倶知安）⇄キロロリゾート間に実証実験としてバスを運行する。（12月～2月）

また、実証実験のバス運行中は、車内において利用客にオンライン上で回答できるアンケートを実施する。

主な質問事項は、国籍もしくは居住地、今回の旅行で滞在している地域（町、村）名、滞在期間（宿泊数）、宿泊ホテル名等を想定しており、本事業が周遊旅行促進に効果的であるかの測定をする。

（3）旅行商品流通環境整備

【実施計画概要】

赤井川DMOの情報発信サイトに、本事業で造成する商品をオンライン販売するための予約システムを構築する。

（4）目標と成果指標

【目標とする成果物】

◆滞在コンテンツの充実

1. 3つのスキーリゾートを周遊してもらう誘発商品として、ルスツリゾート、ニセコ、キロロリゾートの Gondola・リフト1日券を2つ以上組み合わせた商品を販売する。いずれも、3日間滞在する必要がある商品とする。

商品（例1）： キロロ1日券×2枚＋ニセコ1日券1枚

キロロ1日券×2枚＋ニセコ1日券2枚

キロロ1日券×1枚＋ニセコ1日券×1枚＋ルスツ1日券×1枚

※ 数種類の商品造成を行う

商品（例2）ルスツ1日券＋ニセコ1日券＋キロロ1日券のリフト券パッケージ商品。

◆受入環境整備

1. 二次交通空白地のニセコ⇄キロロリゾート間のスキーバスの運行
運行スケジュール : 12月中旬運行開始～2月中旬
朝夕の往復2便を予定
(週3便予定、繁忙期(年末、年始、旧正月)は増便の検討)

◆旅行商品流通環境整備

1. 本事業で造成する商品をオンライン販売する予約システムの確立。

【アウトプット】

- ① キロロ⇄ニセコ バス運行 朝夕往復便 × 46日運行
- ② 3つのスキーリゾートリフト券組み合わせパッケージ商品 : 6商品造成
- ③ ニセコ⇄キロロ間 リフト券付バスパック商品 : 1商品
- ④ 構築したオンライン販売予約システムへの掲載件数 : 7件

※いずれもR8年2月末の事業報告書による

【アウトカム】

- ① キロロ⇄ニセコ バス乗車人数 2,500名
(片道単価 3,500円×2,500名=8,750,000円)
- ② 3つのスキーリゾートの組み合わせリフト券販売 : 1,000名
(平均単価20,000円×1,000名=20,000,000円)

送客数合計 : 延べ3,500名

目標とする売上合計 : 28,750,000円

※R8年2月末の事業報告書による

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

8. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で 1 者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

9. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

10. 事業者決定までのスケジュール

令和7年8月8日（金）17時 参加表明 締切

令和7年8月29日（金）17時 企画提案書 提出期限

令和7年9月上旬 企画提案の書面による審査（審査会）

令和7年9月上旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和8年2月27日（金）全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

11. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和7年8月8日（金）17時 締切

※ 特に様式はなく、メール本文で可（E-mail:Hirofumi.Watanabe@visit-akaigawa.com）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※ コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和7年8月29日（金）17時

(3) 提出部数 2部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの1部）

(4) 提出方法 メールにより提出すること。

(5) 提出宛先 一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会（担当：渡邊）

E-mail : Hirofumi.Watanabe@visit-akaigawa.com

電話 : 0135-34-7171

(6) 提出の際の確認連絡 メール送信後、確認の電話を担当者にすること。

1 2. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書7. 業務内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って見積額及び当該事業合計額での見積書を作成すること。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積を提出する事。

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出する事。

1 3. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、書面による審査（以下「審査会」という。）を実施する。審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。
- (3) 事業の選択にあたっては、観光に知見を有する有識者複数の委員による審査会において選定する。

1 4. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、赤井川村国際リゾート推進協会と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、赤井川村国際リゾート推進協会との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。

- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、赤井川村国際リゾート推進協会と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、赤井川村国際リゾート推進協会に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和7年度に実施する「令和7年度地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、赤井川村国際リゾート推進協会より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 5. 問い合わせ先

一社) 赤井川村国際リゾート推進協会

代表理事 渡邊裕文

電話 : 0135-34-7171

Fax : 0135-34-7135

E-mail: Hirofumi.Watanabe@visit-akaigawa.com